委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	あきる野市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000006414.html	

執行機関名 あきる野市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成7年あきる野市条例 第80号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 あきる野市条例第40号)別表第1 第4の項 あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成7年あきる野市条例 第80号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法 (昭和36年11月29日法律第238号)第1条	あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成7年あきる野市条例 第80号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする.	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成7年あきる野市条例第80号) きる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年あきる野市規則第63号)